鶴岡市と山形県との間の災害等廃棄物処理の事務の委託に関する規約（案）

（災害廃棄物等処理の事務の委託）

第1条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、鶴岡市は、その事務として行う廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第22条に規定する災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理（以下、「災害等廃棄物処理の事務」という。）を山形県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条　前条の規定により山形県に委託する災害等廃棄物処理の事務（以下、「委託事務」という。）の範囲は、【●災害】により特に必要となった廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理とする。

（委託事務の管理及び執行の方法等）

第3条　委託事務の管理及び執行については、山形県の条例、規則その他の規程（以下、「条例等」という。）の定めるところによる。

2　委託事務の管理及び執行によって生じる収益は、山形県の収入とする。

（委託事務に要する経費の負担等）

第4条　委託事務に要する経費は、鶴岡市が負担する。

2　前項の経費の算定方法並びに交付方法及びその時期は、鶴岡市と山形県とが協議して定める。この場合において、山形県知事は、あらかじめ当該経費の見積りに関する書類を鶴岡市長に送付するものとする。

（補足）

第5条　山形県知事は、委託事務の管理及び執行に関する条例等を制定し、改正し、又は廃止したときは、直ちに鶴岡市長に通知するものとする。

2　この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、鶴岡市と山形県とが協議して定める。

附則

この規約は、●年●月●日から施行する。